

# 関西労働者安全センター

関西労働者安全センター  
2023.12.10発行〈通巻第549号〉400円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3  
JAM西日本会館5階 市民オフィス内  
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : info@koshc.jp  
ホームページ : https://koshc.jp/



●特集／関西労働者安全センター50周年

50周年記念インタビュー  
 浦功議長に聞く 労働者のための闘いの歴史 ..... 2

関西労働者安全センター50周年記念集会開催  
 これからの労働安全衛生運動の課題は？ ..... 7

いのちの救済を求める運動実る  
 胸膜以外の中皮腫へのオプジーボ投与に保険適用 ..... 22

死ぬまで元気です vol.64 右田孝雄 ..... 25

辺野古からの通信② 宮崎史朗（全港湾建設支部） ..... 29

韓国からのニュース ..... 27

前線から ..... 35  
 連合大阪労働安全衛生センターが日本製鉄で事業所視察交流／大阪  
 連合兵庫がセーフティネットワーク集会／兵庫

2023年冬期カンパのお願い ..... 39

# 50 周年記念インタビュー 浦功議長に聞く 労働者のための闘いの歴史

関西労働者安全センターの設立 50 周年を記念して、2003 年から議長を務められている浦功弁護士にインタビューをお願いした。

## 学生時代から司法修習期

―法曹界に入ったきっかけをお聞かせください。

私は、大学は法学部に入ったのですが、当時は法曹界を目指そうということは考えていなかったのです。どこか就職をしようと思っていたのですが、4 回生になったときに、何かやり残したような、どうもこのまま就職するのはどうかという、いわゆるモラトリアムで 1 年留年したのです。今から思えば愚かしいことだと思いますが、これが 1966 年のことでした。そしてその夏に就職活動をして 10 社くらい受験したのですが、どこも採用してくれなかったのです。確かに学生の就職事情は厳しかったというものがあるのですが、受験はさせてくれるのにどこも落とすのですね。なぜか、とある会社で尋ねると「君、遅いよ、こんな時期に来て…」と言われまして。実は就職活動解禁日は 7 月 1 日だったのですが、就職を希望している学生は解禁日前に就職先



から内定を得ているのが常識だったので。

それでは法学部の大学院に行こうということになりまして、大学院に入り、労働法の関西重鎮であった片岡昇先生の研究室に入りました。とはいえ当時は文芸評論とかマルクスとか読んでいて、法律の勉強をあまりしていませんでした。そこで、大学院に入った以上法律の勉強をしよう、と司法試験の勉強をしたのです。そして 1968 年に合格するのですが、大学院に入ったからには論文も書こうと思い、もう 1 年大学院に残って修士論文を書くことにしました。ただ、目を患ってしまい、論文を書き上げられないまま中退して、69 年に司法研修所に入り、71 年に弁護士登録をしました。

69年というと、東大封鎖解除の年ですね、東大は卒業式がなかった。一部の学生は卒業のための単位を取得するために4月以降3ヵ月大学に残って勉強し、東大卒業生として7月に研修所に入所してきました。一方、東大生だけ特別扱いは許されない、中退でよいと4月に入所するものもいて、例えば民主党にいた仙谷（仙谷由人）は中退組でしたね。研修所では「7月入所者」問題として大きく取り上げられました。そんな社会的には激動の時代だったのですが、私はこのまま大学院に残って研究するよりも、自分の周囲の状況を変えてみたいと思って研修所に入ることを選びました。

その当時は全国的に大学封鎖など学生運動、街頭や職場での反戦派の労働運動が盛んに激しく行われている時代でした。2年間の司法修習期間中でも、関西の救援連絡センターというところから、弁護士登録をしたら弁護を頼むなどと言われていました。また、私は大学院の研究室も労働法だったので、弁護士になっても労働事件をやりたいと思っていました。ですから私は弁護士登録をすると同時に学生事件や労働事件に積極的にかかわってあちこち飛び回っていましたね。

## 逮捕学生の支援活動

一赤軍派の事件も担当されたのですか？

ありましたね。群馬県に真岡市というところがあるのですが、ここの銃砲店を赤軍派の学生が襲って多数の銃等を奪う、という事件がありました。その銃を使って彼ら

が松江総合銀行を襲い、現金600万を奪ったのです。その事件を担当することになって、71年8月に弁護士になって4ヵ月にしかならないのに、大阪から松江にまで接見に行きました。当時は革命が近い、という雰囲気でしたから、学生事件、公安事件は各地で発生し、私はそれらの事件に多数かかわりました。

一当時の学生気質とは？

私たちは革命の士だ、と法廷でも言うのですね。人定質問で「職業は？」と問われると「革命家！」と答える学生もたくさんいました。72年には「解放区」を作るといふことで、梅田の阪急駅とJRの間の歩道橋のある一带に100名近い学生が座り込んで、一挙に30名もの学生が逮捕されるという事件がありました。勾留裁判の際に、裁判官が住所と名前を言えば釈放すると言っているのに、権力の言いなりにはならないと主張して全員黙秘をするのです。この事件は菅充行弁護士と一緒に取り組んだのですが、そのことが74年に堺筋共同法律事務所を開くきっかけの一つになりました。

一逮捕されることも闘いの一環だったんですね。当時の皆さんと交流は今もありますか？

この事件は、事件の日をとって「11.19事件」と呼ばれていましたが、その行動に参加した当時の学生諸君の多くは、職場に入るなどとしても労働運動にかかわったり、また今でも西成で活躍している人がいますね。ずっと年賀状のやり取りをしてきた人もいますし、集まりや事件を通じて

顔を合わせるとなつかしく言葉を交わしています。

## 大規模薬害事件、スモン訴訟

一いくつか訴訟について伺いたいのですが、まずはスモン訴訟について

1972年から取り組んだ事件です。

キノホルム剤という薬をタケダ、田辺、チバガイギーなどの製薬企業が整腸薬として大いに売り出していたのです。このキノホルム剤には、視神経を侵したり、手足の指のしびれ等の神経症状、視力障害や運動障害などの全身的な症状を発症させるという重篤な副作用がありました。キノホルム剤とスモン病との因果関係が重要で困難な問題でしたが、それは疫学調査で明らかになります。キノホルム剤を大量に使っていた特定の病院の周辺地域にはスモン病の患者が多数発生している調査結果が各地で報告されていました。そのようなことから、スモン病の原因物質としてキノホルム剤が特定され、それがその後科学的な裏付け得られたのです。全国で何千人もの患者が出て、大阪だけでも数百人の患者は出たのではないのでしょうか。

スモン病の患者さんが原告となって国と製薬企業に対して損害賠償を請求しました。訴訟は、全国各地の裁判所に係属しました。このスモン訴訟は79年に、国の責任も含めて、製薬企業も患者会に謝罪して解決をみ、以後和解による救済がはかられました。このスモン訴訟は、薬害訴訟の走り、その闘い方は、その後のエイズ訴訟、

肝炎訴訟に引き継がれていきます。

国の責任に関しては、裁判所は、キノホルム剤について諸外国で副作用報告がされていたのに、国が、それを見過ごして製造や輸入を承認したのは薬剤に対する審査が不十分であり違法である、と判断したのです。まったく今のアスベスト問題と一緒にすよ。アスベスト問題でも「国がやるべきことはやっていない」、国の不作為に対する違法性を追求してきましたが、法理論的には、このスモン訴訟と同じ理屈を使っているはずですよ。

## そして、原発訴訟

一伊方原発訴訟について

これは原発の設置許可処分の取消訴訟ですが、1972年の原子炉設置許可の処分に対し、住民側が73年に異議申し立てをします。いつものように、まもなく異議申立は棄却されて、その年の年末に松山地裁に許可処分の取消訴訟という行政訴訟を提起しました。一審判決は78年4月25日、控訴審判決は84年12月14日、最高裁判決は92年10月21日に出ています。

訴訟の二審係属中の79年にアメリカのスリーマイル島原発事故、上告審係属中の86年にチェルノブイリ原発事故が発生するのですが、それを見ているが裁判所は厚顔にも住民側の請求を棄却するのです。

伊方原発行政訴訟では、科学者と弁護士が連携して、原発の危険性に関する、ほぼ全問題点について果敢に科学論争を挑み、私達はその論争には完全に勝ったと思って

いました。

一科学的に明らかにな問題があれば、設置許可を取り消すと裁判所は言っているのですか？

ほぼそういうことです。許可処分の違法性、つまり行政庁の判断に不合理な点があるか否かということについて、通常その責任は住民側（原告側）が不合理な点があるということを主張・立証しなければならぬのですが、最高裁は、原発という高度に科学的な施設の問題については、まず、行政庁側において判断基準や判断過程に不合理な点がないことを、相当な根拠、資料に基づいて主張・立証する必要があり、立証を尽くさない場合には、行政庁の判断に不合理な点があることが事実上推認される、と言いました。法的には主張・立証責任の転換と言われます。

しかし、実際には、最高裁のこの判断は適用されていないと言えます。例えば、私が担当した廃棄物処理についてですが、廃棄物処理技術は未だに完成していないのだから、まさに不合理というほかないのです。この点については、行政庁はインチキをします。原発設置者は廃棄物処理については、許可申請書に「廃棄物の廃棄に関する書類」を添えなくてはならず、その中に処理方法を記載しなくてはならなかったのです。ところが廃棄する方法はありません。そこで何をしたかという、廃棄物は廃棄しなくても、「施設内の貯蔵保管」でよい、というように安全審査の基準それ自体を緩和してしまったのです。福島ではいま、大量のタンクに貯蔵保管した廃棄物の処理水を海

洋投棄していますが、これはまさにこの問題なのです。

科学論争と言え、先に科学者と弁護士の連携と言いましたが、熊取六人衆を含む多数の科学者の方々と弁護士がペアになって担当を決めてそれぞれの問題を勉強しました。弁護士にとっては全く専門外の理料系の問題でしたが、一生懸命勉強しました。あれはとても面白かった。久米三四郎さんという反原発の旗頭だった阪大の先生。荻野晃也さんという京大の先生は核物理が専門なのにこの事件のために地震の勉強をされて、伊方原発は中央構造線の直近にあるため危険であるという論文を発表されたのです。この荻野さんは阪神淡路大震災で注目された野島断層の危険性も当時から訴えていらっしやった。また、六人衆中の小出裕章さんや今中哲二さんは、当時、青年の大学院生でしたが、いまでは大家となられ反原発運動の最前線で理論と運動を牽引されています。

## 労働者側弁護士として

### 一岩佐訴訟について

伊方原発行政訴訟は、団長の藤田一良弁護士、事務局長の仲田隆明弁護士ほか10名近い弁護士が実働していましたが、この伊方原発訴訟弁護団がそのまま、74年に岩佐訴訟の原告代理人を務めました。岩佐さんは原電の敦賀原発において配管の保守点検修理作業を担当されていましたが、作業中に放射能に被曝して放射性皮膚炎に罹患されました。そこで、労災申請と原電相

手に損害賠償訴訟をしましたが、残念なことに労災認定も損害賠償もとれずに終わり悔しい思いをしました。それでも裁判を通じて、裁判所に原発施設の中の検証を採用させ敦賀原発の中に入ることができました。防護服に着替えて、線量計を下げて原子炉施設の中に入りますが、入った瞬間、線量計の目盛りがパッと上がり、原発施設の内側の恐ろしさを自ら体験しました。この事件では、岩佐さんは、阪大の田代実医師に診てもらい、放射性皮膚炎だと診断をいただいた。また理学部の岡村日出夫先生には原発の機器の構造についても詳しく解説いただきましたね。しかし結果は残念でした。

#### 一西労日勤教育訴訟について

JRにはたくさん労働組合がありますが、当局側は、その中でも最も戦闘的なJR西日本労働組合（西労）を強く嫌忌していました。そのため、労働組合の活動を低下させ弱体化させようと意図して、組合員に対して日勤教育を強要しました。これは西労組合員に対する嫌がらせ、今でいうところのパワハラそのものです。些細なミス、たとえば列車にちょっとした遅れでも発生させると、西労の組合員には日勤教育と称して、長期間にわたって職場から排除して就業規則の書き写しなど不必要かつ無益な作業をさせたのです。

そして、この日勤教育は福知山線の脱線事故の伏線になったと言えます。当該列車の運転士は、わずかな遅れを取り戻すべく回復運転しなければと思えばスピードをあげ過ぎて事故につながったと推測されていま

#### 【略歴】

1944年 大阪府で生まれる  
 1967年 京都大学法学部卒業  
 1971年 弁護士登録 大阪弁護士会所属  
 1972年 大阪スモン薬害訴訟弁護団へ参加し、80年代の全面解決まで関わる  
 1973年 伊方原発行政訴訟に参加し、92年の最高裁判決に至るまで関わる  
 1975年 大阪労働者弁護団（旧・大阪地評弁護団）結成に加わった  
 1997年 大阪労働者弁護団代表幹事（99年まで）  
 2000年 連合大阪法曹団代表幹事（06年まで）大東マンガン労災訴訟、全金田中機械事件、JR西労日勤教育裁判などの労働・労災事件に関与  
 2003年 関西労働者安全センター議長  
 2005年 アスベスト訴訟関西弁護団代表  
 アスベスト関係では、近鉄高架下事件、四国電力事件、クボタ関連事件等の損害賠償請求訴訟に関与  
 現在に至る

す。

浦議長がこれまでかかわってきた事件は国家賠償訴訟など国の責任を問うものが多く、常に労働者や市民の救済をはかり社会の変革につながる闘いを続けてきた。それぞれ結審した事件ではあるが、今日でも十分通用する内容であるし、また解決していない問題でもある。安全センターも市民や労働者の権利を保障し、拡大させる闘いを続けていこう。（文責：事務局 酒井恭輔）

# 関西労働者安全センター 50周年記念集会開催

## これからの労働安全衛生運動の課題は？ 3つのテーマでパネルディスカッション

関西労働者安全センターは、1973年9月22日、京都大学で開かれた「安全センターをめざす、反公害・労災・職業病闘争討論集会」にて設立され、今年で50年となった。これまで50年、共に運動に携わり、ご支援・ご協力していただいた方々に感謝し、50周年記念集会を開催した。

2023年11月18日、9時半から始まり17時まで、その後記念パーティで50年を祝った。長時間の集会に参加いただいた方お祝いに駆けつけてくれた方々に感謝したい。

集会は、議長の浦功弁護士の挨拶の後、



議長の浦功弁護士

事務局の西野方庸と片岡明彦が写真を見せながら、駆け足ではあるが50年の振り返り解説を行った。その後、これから取り組んでいこうとしている課題を共有し、知恵を出し合えるものにしたという事務局の希望で選んだ3つのテーマで、1日使ってパネルディスカッションを行なった。

### ■第一セッション

#### 個人事業者等の安全衛生対策

日本の労働力人口は2022年平均で6902万人である。そのうち、建設労働者の中で一人親方等として働いている人の人数は156万人、農業従事者で基幹的農業



事務局 片岡明彦の写真解説

従事者は136万人、さらにフリーランスで働いている人が460万人いる。現在は副業でフリーランスワーカーである人もいるし、農業については専業農家とばかり言えないため、実際に「個人事業者等」と呼ばれる勤労者がどれほどいるのか明らかではない。しかし、少なくともこの数を併せると750万人を超え、日本の労働力人口のうち1割強が労働基準法上の労働者ではない働き方をしているといえるのではないだろうか。

第一セッションでは、これだけ多くの労働者が、労働安全衛生が法的に確保されていない状況で働いているということについて、3つの視点、すなわち建設業、フードデリバリーをはじめとするフリーランスワーカー、そして農林業労働者について議論し、提言を行った。

## 建設業の問題点

はじめに、毎日新聞社の専門編集委員である大島秀利さんが建設労働者の一人親方問題について解説をした。労働者災害補償保険は、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる者を補償するべく第2種特別加入制度を設けている。また、建設アスベスト訴訟最高裁判決において、労働者と同一現場、同一の作業環境下で同一の建築作業に従事する一人親方等は、作業現場における危険に対して労働者と等しくリスクを負うことから、労働安全衛生法（22条及び57条）



毎日新聞大島秀利さん

は労働者以外の者も保護の対象とすると判示された。

業務上災害に対する補償を行うこと、そして建設アスベスト訴訟の判決に従って安衛法上の対象として、事業者である請負人に対して自社の従業員以外への安全配慮や措置を義務付けるだけで十分な安全対策が取られていると言えるだろうか。大島さんは取材を通じて建設労働者が置かれている現状に着目した。これまで精力的に取材され、2023年中に何度も記事になった偽装親方問題について、労災保険に特別加入しているというだけで常用労働者が一人親方扱いをされている事件から問題を掘り下げていく。取材対象は厚生労働省だけではなく、国土交通省にもおよび、同省によって2012年に「下請指導ガイドライン」が策定されたこと、その結果偽装一人親方が増加したことに対し、現在国土交通省が問題視していることに行き着く。もともと国土交通省は、建設業の人手不足を解消するためには労働条件などの待遇を改善しなくてはならないと考え、社会保険の完備や、モ

デル賃金なども含めたキャリアアップシステムを開発した。しかし、この政策によって下請重層構造の最も下層で働いている作業員の待遇が向上することはなく、かえって彼らが社会保険等のコストを自ら負担しなくてはならない環境を作ってしまった。偽装一人親方問題はこの流れの中で発生しており、事業所が負担しなくてはならないコストを回避するため、常用労働者を全員一人親方に仕立て上げ、中には入職したばかりの10代の労働者まで一人親方扱いにされてしまうのである。

国土交通省の抱える危機感と比べ、厚生労働省はそれほど事態を問題視していない。それは、先にも述べたように特別加入制度で業務上災害に対する補償を行い、安衛法により安全を保障する体制を整備したということで十分と考えているためではないだろうか。実際には補償は実際の賃金を反映したものではなく、また建設現場では必要な安全対策が取られているとは言えない。

## フードデリバリーなどの問題点

フリーランスワーカーというと、文字通り自分で仕事を選び、関心のある仕事に注力することができる一方、下手をすると事業主の都合に合わせてこき使われることもある。前項の建設業でも職人として独り立ちした親方もいれば、被雇用者でありながら事業主の都合で一人親方扱いされている者



もいる。最近目立つフードデリバリー配達員も、自分たちが労働基準法上の労働者であるのか、自営業であるのか自らの評価が分かっている。

ウーバーイーツユニオンとともにフードデリバリーサービスに従事する配達員の事故調査を行った東京労働安全衛生センターの天野理さんは、彼らの働き方を通じて、働く場と参加する仕組みだけを提供していることになっているプラットフォーム企業が、配達ルートを示す(実質的な作業指示)、配達先からの評価次第でプラットフォームの利用が認められない(解雇)など、実は指揮命令に近い形態で配達員の就労にかかわっていることを指摘する。そして配達員の労働安全衛生に対して責任を問われるべきでありながら、その議論がないがしろにされたままフリーランス保護法が成立(2023年4月)していることを批判した。

安全衛生に関しては、労働契約を締結していないという理由で業務上の災害に責任を負わないという姿勢を示すプラットフォーム企業に対し、運動を通じて民間保険会社を用いた傷害見舞金制度や事故サポートアプリの導入を勝ち取ってきたが、

その一方で天野さんは配達員を労災保険の特別加入の対象にすることについては大いに懸念を示す。すでにふれたように、プラットフォーム企業は労働者に対し本来であれば使用者としての責任を問われる立場でなくてはならない。しかし、その責任をあいまいにしてしまうのが特別加入制度であり、事故報告についてもプラットフォーム企業が行うのではなく、たとえばウーバーイーツを利用した注文者（特定注文者）や、配達中の路上で発生した事故であれば道路管理者（災害発生場所管理事業者）が義務を担うことになり、事故発生の把握すらできない者が行うことになってしまう。

先述のフリーランス保護法も、その目的はフリーランスワーカーに対する報酬支払の適正化が主たるものであり、安全な働き方を目的とするものでないほか、監督官庁たる公正取引委員会は全国460万人のフリーランスワーカーを保護するにはあまりに機関として脆弱ではないかと天野さんは考える。労働者として労働安全衛生法の対象とする必要があるのではないかというの



東京センター天野理さん

が天野さんの意見であった。

## 農林業労働者の問題点

農林業従事者に関する記録がかくも不明瞭であるとは想像もつかなかった。5年毎の全数調査である農林業センサスや毎年標本調査として実施される農業構造動態調査の結果は報告されているが、農業労働力に関する統計を調べてみると「農林業経営体」とか、「基幹的農業従事者」と聞き慣れない言葉が多い。これは統計が日本の農業生産構造や経営状況、農山村地域の現状を把握することを目的としているためである。「国連食糧農業機関（FAO）の提唱する世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較においてわが国農林業の実態を明らかにすることを目的とする」と説明されており、労働安全衛生の視点は元々ない。

農業の安全衛生問題については、当センターから西野方庸が登壇し、農林業における作業に大いに危険が内在しているにもかかわらず、災害防止対策が十分でないこと、特別加入制度を設けているものの活用されていないことなど、災害の実例を交えつつ、農林業従事者側の視点も含めて掘り下げて論じた。

特筆すべきは、令和2年に業務上災害として報告されている農業従事者の死亡人数が17人であるのに対し、農作業事故による死亡者が270人にもおよぶことである。また、その多くが農業機械作業にかかわる事故であり、各種機械のうち、乗用型トラクターの転落・転倒が最も多かった。



事務局 西野方庸

農林水産省もまったく無策ではなく、農作業安全対策ページをウェブ上で公開している。農作業安全ポスターや、「現場猫」まで動員したステッカーなど安全対策に関心を持ってもらうような取り組みを行うほか、春と秋には農業機械メーカーも取り込んだ農作業安全確認運動を実施している。しかし、業務上災害として事故の背景も分析されないうえ統計も取られず、守るべき安全とその方策が適切ではないため、現場の農作業従事者に届いていないのではないだろうか。

また、労災保険法上、暫定任意適用事業とされていることについても疑問が呈された。統計上雇用者として110万人が算定されているが、常雇い（あらかじめ、年間7か月以上の契約で主に農業・林業経営のために雇われた人。外国人技能実習生を含む）は15万6千人。ほとんどは手間替え・結（ゆい）と呼ばれる労働交換を含む臨時雇いである。伝統的な相互扶助システムが生きている一方、機械化も進んでいるのだ

から、いつまでも暫定任意適用事業にしておくのは確かに異常である。使用者がいる以上、使われる側は安全衛生法の対象となり、発生した事故は業務上災害として扱われなくては、農業事故の実態把握は遠ざかるばかりである。

## 論点 特別加入団体

3つの報告に共通して出てきたものは、特別加入団体であった。特別加入団体とは、地方労働局長の承認を受けて設立される組織である。大島さんは取材を通して建設労組が本来であれば労働者として扱われるべき被災者を一人親方として処理してしまうケースを目の当たりにし、マンションの一室で営業している本当に存在するのかどうかかわからないような特別加入団体も発掘した。西野によると、ウェブ上で営業をしているものが数えきれないほどあるという。実際に検索してみると、早い、安いをうたった特別加入団体が、既存の労働組合などを



事務局 酒井恭輔

批判しながら月500円の会費で加入を促している。特別加入団体の要件として、労災保険法施行規則において「…業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならない」と規定されているものの、たとえば建設の事業については安衛規則等の規定のうち、建設の事業の災害防止に係のある規定に準じた措置を「当該団体が構成員に守らせる旨の誓約書を提出」すれば措置及び事項を定めたことになっている。「自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業」に至っては、道路交通法などにより安全に関する規制が行われているので、団体はすでに措置・事項の定めをしているとみなされている。これではほぼ自己責任であると言っているに等しい。このまま特別加入の対象を拡げていくだけの国の方針では、働く人の安全はまったく顧みられることはないだろう。

今後起こり得る事態に対し、労働者保護の観点から今日の労働者性と使用者性の議論を広く喚起していくことや、特別加入団体の要件に、「加入者に適切に災害防止のための教育を行い、その結果を厚生労働省に報告する」などの要件を加えることも運動で進めていく必要があると考える。全国センターで特別加入団体を設立するという提案も行われ、モデルとなる特別加入団体の運営が期待される。(セッション司会・文責：酒井恭輔)

## ■第2セッション

### 地方公務員災害補償制度の諸問題

第2セッションは地方公務員災害補償制度の問題をとりあげた。民間の労災保険制度が、労働基準法で定めた使用者の災害補償義務を根拠にした制度であり、労働者保護のため、強制保険により使用者を規制する立場であるのに対し、公務災害の場合、使用者は悪いことをしない官公署ということになる。したがって、制度を運用するのは国家公務員の場合当局そのものであり、地方公務員の場合は地方公共団体が集まって作った地方公務員災害補償基金(以下「地公災基金」)だ。

とくに地方公務員の災害補償問題についての相談は、各地の地域安全衛生センターに寄せられており、労災保険とは異なる制度上の問題について指摘されることが多い。そもそも公務上外の認定をはじめ、行政処分の判断をするのは、都道府県と政令指定都市ごとにおかれた地公災基金の支部長、つまり知事や市長であり、実務を行うのはその職員となる。



労災保険なら給付請求に対して支給か不支給かの処分をするために、使用者とは違う第三者の労基署職員が調査をすることになるが、公務災害の場合は所属長をとおして役所の総務担当部局から基金の支部へ認定請求を行い、調査も文書によりその逆ルートを通して回答が求められる手続きとなる。まるで伝言ゲームのような書類のやり取りが地公災基金の手続きでは普通に行われている。

こうした地方公務員災害補償制度の問題点を浮かび上がらせるべく、3人のパネリストの報告をもとに討論を行った。

## 化学物質過敏症の取り組み事例 ブラックボックスの調査過程

まず森田洋郎さんは、横須賀市の医療技術職職員として働き、職場の労働組合活動に取り組んだ後、社会保険労務士、行政書士として神奈川労災職業病センターとともに公務災害補償問題に取り組んだ経験があった。

森田さんは、「病院職場におけるホルムアルデヒドばく露による化学物質過敏症災害」と題し、公務災害認定請求の具体例をもとに報告を行った。

医療機関の病理検査室でホルマリンやキシレンなどの化学物質が原因で化学物質過敏症（シックハウス症候群）を発症し、公務災害として認められた事例としては2020年の宝塚市の事案があるが、まだまだ氷山の一角といえる状況だ。

森田さんが相談を受けた事例は、自治体



森田洋郎さん

立病院で検体の切り出し、解剖作業などでホルムアルデヒドやキシレンのばく露があり、皮膚障害、気道障害をはじめ様々な症状が出現、結果として化学物質過敏症の確定診断を受けたのは退職した後のことで、やっと公務災害の認定請求を行い、23年11月現在審査中の状態。

因果関係の判断が難しい公務災害事案は、都道府県の支部では対応せず、本部に照会すべきとされ、当事者からはまったくブラックボックスとなってしまっている。必然的に処分が決まるまでに1年以上かかることになり、3か月以内等の標準処理期間の設定などの通知があるが、「困難な事例」は「やむを得ないこと」とされている。

公務災害認定請求の特徴としては、公文書公開条例があり個人情報開示請求ができることから資料収集は比較的しやすいという利点はある。しかし、認定請求の手続き自体、職場の上司の証明が求められる原則がある。もちろん所属長からのパワハラが原因の精神疾患など上司の証明が必須とはならないが、制度上所属長を通すという矛

盾がある。

仕事の原因と本人が考えても、因果関係等の問題が複雑な場合、認定請求に至らない場合がおそらく相当数あり、一人で悩まず地域センターの窓口へ相談をと周知をはかることが大切と結んだ。

## 単純な事例に公務外 審査や裁判でやっと公務上

つぎに川本浩之さん（NPO 法人神奈川労災職業病センター専務理事）が、「教職員の公務災害」について、事例を通して問題点を指摘した。

県立高校図書館司書（50代女性）のケースではストーブを運んでいるときに転倒して「第3腰椎椎体骨折」という単純な災害なのに、認定請求して返ってきたのは「公務外」。大したことない衝撃で骨が折れたのは骨粗しょう症が原因だという処分。数年前に腰痛で受診したとき「骨粗しょう症の疑い」として痛み止めの薬が処方されたという記録があったからという。もちろん主治医は丁寧に意見書を書いてくれ、支部審査会の審査で処分が取り消され、公務上となった。

基金支部は担当となった職員がマニュアルに沿って手続きを行い、医学的なことは基金支部の委嘱する専門医の見解に基づいて判断する。その先生はどこの誰だかわからないというおかしな話。

体育の先生、30代女性。バスケットボール部の顧問で練習の最中に膝を痛め、「前十字靭帯断裂、半月板損傷」という大げが。

ところがこれもまさかの既往症理由の公務外。主治医は審査請求の代理人になり、スポーツで一回でも膝を痛めたらその後は公務外などというのは一体どういうことかと逆に質問をする場面も。

結局、裁判まで行って横浜地裁で公務上となり、東京高裁でも維持されて確定した。

そのほか、精神疾患の事例も紹介した。労災保険なら労基署が本人や関係者から聴取を行い、それらが食い違えば慎重に判断するのは常識だが、地公災基金支部の調査は本人や同僚には全く聴取など行わない。裁判になって初めて事実経過について、同僚に聴取を打診するなどということがあ

る。地公災基金の支部は、姿のみえない「専門医」の医学的見解をもとにして、書類による審査で時間を散々かけた挙句、公務外の認定を作り上げてしまう。やむを得ず審査、再審査、行政訴訟と時間ばかりが経過し、その間に被災者は職場がかわったり、退職したりなどの不利益がある。なんとか公務災害認定の仕組みを変えなければなら



神奈川センター川本浩之さん

## 例外扱いの非常勤職員 請求権さえ法律で担保されない？

関西労働者安全センターの西野は、「地方公共団体非常勤職員の災害補償」について報告を行った。

地方公共団体に働く人はいろいろいる。法律の規定で分けをすれば、地方公務員法第3条の一般職と特別職だが、災害補償となってくると、少々ややこしい。

地方公務員災害補償法の補償を適用するのは第2条でいう「職員」で、「常時勤務に服することを要する地方公務員」以外に、「常時勤務に服する地方公務員と同等以上勤務した日が月のうち18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き勤務するもの」とされている。

そうではない、勤務時間の短い非常勤職員はどうなるかという、労災保険法第3条は「…官公署の事業（労働基準法別表第一に掲げる事業を除く）については、この法律は、適用しない。」となっているので、労基法別表第一に列挙された業種の非常勤職員は労災保険が適用されることとなる。

では、別表にない「官公署」とは何かというと市役所や消防署、警察署などの本庁だ。その本庁に勤務する非常勤職員は、地公災法も労災保険法も適用されないの、そういう職員の災害補償制度として地公災法第69条は、地方公共団体ごとに条例を制定しろとなっている。

この条例は、各地方公共団体ごとに定め

る「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例」ということになる。

以上、簡単に紹介するだけでこれだけの文章を費やすのが非常勤職員の災害補償問題だ。

この非常勤職員の数是全国でどのぐらいか。総務省のHPにある数字では令和2年4月現在で69.4万人とされている。労災保険が適用されない非常勤職員のための条例制定が必要な可能性のある地方公共団体は全国でいくつあるかという、市町村と特別区で1741、地方事務を扱うために設置された一部事務組合は1320、その他都道府県が47、地方独立行政法人が149。全部で3000を超えている。

問題の所在はどこにあるだろうか。

まず、これらの非常勤職員が本体の地公災法の補償の例外扱いになっているということだ。条例にもとづく補償制度は、本体の地公災法の補償内容や労災保険制度との均衡を失してはいけないとされているが、各地方公共団体の条例は、現在の複雑な補償制度の運用を間違いなくできているかという問題がある。たとえば地公災法で運用されている福祉事業の種類は「外科後措置に関する事業」をはじめとして18種類ある。これらの制度をおそらくはその地方公共団体で少数である本庁の非常勤職員について間違いなく運用できるだろうか。

そもそも地公災法の補償水準は、労災保険と異なる歴史をもち、たとえば「障害特別援護金（第1級で1540万円）」「遺族特別援護金（1860万円）」などという制度は労災保険にはない。つまり、労災保険の

適用となる本庁以外の非常勤職員は、もともと差別されているわけだ。

その矛盾を解決するために、たとえば大阪府高槻市は特別に差を埋める条例を設けているが、そのような地方公共団体は他には見かけない。

また条例による補償の場合、制度自体が探知主義をとっているという問題点がある。地公災法本体や労災保険法は被災者や遺族の請求権が明確に規定されているが、条例には請求自体の仕組みがない。総務省が示している条例案に、施行規則で公務災害の「申出」が追加されたのは、なんと2018年のことだ。

労基法別表第一列举の事業について、非常勤職員は労災保険の適用になるはずだが、はたして労災保険か条例か、判断が不安定という状況がある。労働基準法と地方公務員法の適用対象の仕分けなどと災害補償制度の仕分けが交錯し、地方ごとに誤った適用になってしまうというケースが後を絶たないという問題がある。

結局制度の複雑さで非常勤職員の泣き寝入りが促進されているのが現状であり、根本的な対策が必要といえるだろう。

### 全国安全センター公務災害問題検討会でさらなる取り組みを

討論では、公務災害の認定請求では、制度上の問題が山積しており、改善のためのアプローチを、たとえば国会で取り上げるなども含んで、活発に行うべきという意見が出された。また、神奈川労災職業病セン

ターでは、県と政令指定都市の各基金支部に、取扱い状況について質問して回答を求めるなどの取り組みを進めている。

さらに非常勤職員の災害補償では、すべての非常勤職員について、地公災法の本体の補償制度の組み入れ、例外をなくすべきとの解決策も示された。もし制度改正の障害があるとしても、現在の不合理さの解決が優先されるべきだろう。

これからの公務災害対策は、全国安全センターの公務災害問題部会を中心に、取り組みをより強化することとした。(セッション司会・文責：西野方庸)

### ■第3セッション メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は、あらゆる業種、あらゆる職場で、早急に取り組みなければいけない課題である。

厚生労働省のメンタルヘルス関連の対策には、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」、「ストレスチェック制度」、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」などがあり、最近ではいわゆる「職場のハラスメント防止対策法」が施行され、事業者措置義務が課された。これまで「労働者の心の健康の保持増進のための指針」や「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」などほとんど指針であるために、あまり職場に取り入れられることもなく、中小企業のほとんどがそのような指針があることも知らない状態である。



事務局 田島陽子

しかしながら、職場でのメンタルヘルス問題は深刻で、長時間労働やハラスメント、人間関係などで、メンタル不調になる労働者は多く、その対処も難しい。

現実的にどのような対策なら取り組むことができるだろうか。現場を知る労働組合と共に考えるのがこのセッションの目的である。

「ストレスチェック制度」は実施が義務付けられており、きちんと活用すれば職場改善に役立つとして作られた制度である。個人の結果は本人のみに通知され、集団分析結果は事業者には通知される。法律では、年一回のストレスチェックは義務であるが、この集団分析とそれによる職場改善は努力義務となっている。

最初に、関西労働者安全センターの田島陽子から、「ストレスチェック制度」が作られた経緯や内容について簡単に説明した。

東京労働安全衛生センター代表理事で医師の平野敏夫さんには、「ストレスチェックと職場改善」と題して、産業医としての経験も交えて、ストレスチェック制度の実施状況や職場改善へどう活かすかを話して

もらった。

ストレスチェック制度が開始して8年になるが、厚生労働省は昨年「ストレスチェック制度の効果検証に係る調査報告書」を公表した。それによると8割の事業場でストレスチェックが実施されているが、実施が努力義務である労働者が50人未満の事業場では7.5%と非常に少ない。高ストレス者と判定された人の割合は5～20%でそのうち医師の面接指導を受けたのは5%未満の事業場が多かった。

集団分析はしているが、職場改善に活かしている事業場は4割後半で、管理職主導型でおこなっている。

実際に平野さんが産業医をしている事業場の状況では、集団分析結果が労働安全衛生委員会に報告され議論されるが、改善につながることは多くはないという。ただし、高ストレス者の割合が高い職場の実態を聞いてみると、最近配置換えなどがあり落ち着いていない状態であったり、管理職が現



平野敏夫医師

場状況に無関心であったりといった問題のある職場だった。

労働者側には、ストレスチェックが改善につながっているという認識はなく、実際の成果を示さないと受検率は下がっていくことになる。

ではストレスチェックを職場改善に活かすにはどうすればいいか。

労働安全衛生委員会では集団分析結果を共有し、きちんと対策を議論すること、さらには、アクションチェックリストによるグループワーク、参加型職場改善活動などを取り入れる方法がある。安全センターでも参加型改善のワークショップなどを実施している。

労働安全衛生委員会のない50人未満の事業場はどうすればよいのかというと、労働組合がストレスチェックの集団分析結果の情報提供を事業場に要求し、職場改善に取り組んでほしい。

普段からの取り組みが大事であるが、ストレスチェックの結果は、職場の実態を数値で可視化しているということで労働組合にとっても利用しやすい。ストレスチェックの集団分析結果をもとに、事業主に団交を通して具体的改善対策を要求するなどの取り組みをすることができる。

## 職場での実態は？

その後は現場からの報告を受けた。

元全港湾大阪支部組合員の林繁行さんは、ストレスチェック制度の開始に当たって、協定書案の作成に取り組んだ経験につ



元全港湾大阪支部の林繁行さん  
いて話した。当時、全港湾関西地本の労職対委員長だった林さんは、協定書案を起案し、全港湾関西地本はストレスチェック制度開始の翌年に協定書案をもって約250社相手に統一集団交渉を行った。

大阪支部では48社中10社と協定を結んだ。しかし、50人未満で組合員が20人くらいの職場が多かった。

8年経って、現在の状況はどうか確認してきたが、36社中、協定を結んでいるのは12社だった。2社しか増えていなかったと嘆きつつ、組合員が少なくとも非組合員を入れると50人以上の職場もあるので、ストレスチェックの実施はしている。港湾職場など、先輩後輩の関係が厳しく、馴染まない制度かもしれない。50人未満の職場については、やはり努力義務なので実施されないのが残念ですが、組合員にはもっと理解を求める必要があると思うと述べた。

J P 労組明石支部の前支部長の日置孝さんからは、郵便局の実態について報告が

あった。

労使関係について、40年前は点検摘発型の労働運動で、活発に使用者側に物を言ってきたのが、このところ労使協調型に変化していると感じている。

ストレスチェックについては、労働安全衛生委員会に組合の三役などが入れていないこともあり、会社主導で行われている。これまでストレスチェックの結果を求めるといふ発想がなく、これを機会に、ストレスチェックについて各支部から情報を集めたところ、ストレスチェック結果を入手して送ってくれた支部があった。少人数の局なので、上司の支援という項目が悪ければ、明らかにその上司のことと分かる結果となっている。

明石支部では、労働安全衛生に関わる課題も直接交渉で取り組んできた。例えば、この夏も熱中症アラートが連日出る猛暑だったが、配達量が明日は少ないと分かるので、局は配達員に有給休暇を消化させることで人員を減らす。その結果、配達量が少ないという余裕はなくなり、暑い中同じ配達量をこなさなければならなくなる。これ



J P 労組前明石支部長の日置孝さん

は熱中症対策としてどうなのか、といった課題などで交渉を行った。

また、郵便局は人手不足で、労働強度を下げ、ゆとりのある職場を作らないと人材確保も出来ない状態だ。

郵便局の支部によっても雰囲気は違って、明石支部は労働者の物差しで交渉する。別の支部では、会社主導の仕事物差しで何事も行われ、メンタル不調で休む人が多いということがある。

全国同じ協約であるが、局によって労働条件の格差は大きい。業務上のことを労働者の責任にされ、なんでも労働者がなんとかしないとイケないと思込まれているので、会社に無理だ、会社がなんとかしてと言え職場にしていきたい。安全衛生についても、会社主導を組合主導にできるようにしていきたいと思うと述べた。

ひょうご労働安全衛生センターの事務局長である西山和宏さんは、10月9、10日に実施した「メンタルヘルス労災相談・ハラスメント対策ほっとライン」の結果について報告し、職場の現状について改善するには労働組合の力が必要と話した。

全国9ヶ所に拠点を設けておこなったホットラインには、合計218件電話があった。昨年の97件から今回大幅に増加したのは、一部の拠点を除いて全国フリーダイヤルの同じ番号で利用しやすかったことと、NHKなどのテレビニュースの報道、地方紙への掲載などからだ。50代60代からの相談が多かったのは、やはりテレビ、新聞の効果で、若い世代はネットの方が情報を得やすいだろう。



ハラスメントの6類型別の件数は、身体的な攻撃が13件、精神的な攻撃が91件、人間関係からの切り離しが14件、過大な要求が27件、過小な要求が7件、個の侵害が11件だった。

西山さんが注目したのは、身体的な攻撃の内容だった。上司の気分で丸刈りにされ、新品のYシャツのボタンを全部ちぎられた、上司に首根っこを掴まれて壁にぶつけられた、こめかみを掴んで倒され暴力を振るわれて失神した、など犯罪である暴力が職場で起こっている。

職場内のギスギスした人間関係も見取れる。労働者同士のコミュニケーションがない、PC作業ばかりで隣の人と話さない状態。また雇用形態の違いから、労働者同士も分断されている。同じ職場で同じ仕事をしていても賃金や労働条件が違うため、そのことについて話し合うことはなく、逆に隠してしまうのが今の状況だ。いじめ・嫌がらせの相談は多く、電話があると30分40分と時間がかかるが、ユニオンへの加入や労災認定につながることは少ない。パワハラ3要件になかなか当てはまらず、その場合の対応に二の足を踏むなど、取り組みが進まず、職場で問題が滞留して

いる。

しかし、中心になって取り組んでもらいたいの  
は労働組合で、職場で話し合える環境をどう提供していくのか取り組みが必要だ。ストレスチェック制度についても、実施

率は上がっていても職場改善につながっていない。これをどう改善が必要か智恵を出し合っていかなければならないと思う。努力義務であっても、組合が活用し、ハラスメント防止対策法についても、形だけ整えるのではなく実効が伴うよう組合で要求していく必要があると話した。

このセッションとしては、全国の労働安全衛生センターのメンバー、各労働組合の参加者と、職場でのメンタルヘルス対策が必要なこと、ストレスチェック制度の安全衛生委員会での活用もそのためのひとつの



ひょうごセンター西山和宏さん

手法であることが共通認識となった。そのためにも労働組合の取り組みが重要なことが確認された。さらに最後に、今後も安全センターと労働組合、そして医療関係者、研究者、弁護士などの専門家が協力して取り組んでいこうということも、



共通認識できた。(セッション司会・文責：田島陽子)

18時から行われた記念パーティにも、たくさんの方の参加があり、年に一度しか会わない地域の活動家や安全センターや労組のOBの方々にも会うことができ、それぞれお祝いや激励の言葉をいただいた。こ

の50年、たくさんの方に支えられてきたことを実感した日でもあった。

その感謝と共に、今後の活動について一層励む所存、よろしくお願いたします。



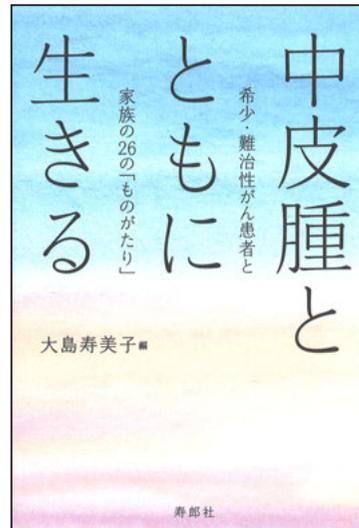
## 中皮腫と ともに生きる

希少・難治性がん患者と家族の  
26の「ものがたり」

北里学園大学教授

大島寿美子 編

26人の患者・家族の「ものがたり」が、いま、困難に直面している人に《前に進む力》をもたらします。



寿郎社  
四六版 232頁  
本体 2000円+税

# いのちの救済を求める運動実る 「腹膜・心膜・精巣鞘膜中皮腫へのオプジー ボ投与」に保険適用実現 胸膜以外の中皮腫に初の標準治療

アスベストばく露による特異的、難治、希少がんである「中皮腫」。

発症部位で多数をしめるのは胸膜だが、それ以外の「腹膜・心膜・精巣鞘膜」の中皮腫に対しては初めての標準治療となる免疫チェックポイント阻害薬「オプジーボ」（一般名：ニボルマブ）保険適用がついに実現した。

今回の保険適用実現は、中皮腫患者やアスベスト被害者の団体、これを支援する組織が治療困難でアスベスト被害の象徴的疾患としての中皮腫について、治療の飛躍的進展を求める活動を強化してきたことの成果である。

そしてこの画期的進展は、「補償と救済」、「正義の実現」をつとに求めてきたアスベスト被害者運動において、「いのちの救済」が実現可能で運動の柱となるべき課題であることを示したともいうことができるだろう。

## 極端に少ない標準治療

2007年1月4日、胸膜中皮腫に対する初めての標準治療が国内承認された。

いわゆる白金製剤の抗がん剤「シスプラチン（CDDP）」と「ペメトレキセド（商品名：アリムタ、イーライリリー社製）」の2剤併用療法だ。以後、長く中皮腫に対する唯一の標準治療となり、胸膜以外の治療にも「準用」されることとなる。

つぎに承認された標準治療は、2018年8月21日に承認された「がん化学療法後に増

悪した切除不能な進行・再発の悪性胸膜中皮腫に対するオプジーボ単独療法」だ。

CDDP+アリムタ2剤併用療法承認から実に11年7か月が経過していた。

初回治療に対しては認められないが、いわゆるセカンドライン以降についてに限定されるとはいえ、待望の標準治療の追加となった。

## 患者・医師・企業の協力

オプジーボ開発元である小野薬品工業は、2017年12月22日に上記オプジーボ単独療法の承認申請をするとほぼ同時に、患者と家族の会に対して早期承認のための協力を要請してきた。これに対して、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（以下、「患者と家族の会」）は議論の後、組織として早期承認要請を行うことを決め、2018年1月18日、日本肺癌学会、日本肺がん患者連絡会と三団体連名で厚生労働大臣に早期承認の要望書を提出した。（「オプジーボ 早期承認要請：厚労省への提出」中皮腫患者の生き残り大作戦～中皮腫サポートキャラバン隊～ 栗田英司ブログ 2018年1月10日 <https://ameblo.jp/kurieie563/entry-12343338438.html>）

患者と家族の会の中にあって、早期承認要請の先頭になったのが、中皮腫サポートキャラバン隊の患者たちだった。「中皮腫サポートキャラバン隊（以下、キャラバン隊）」は2017年9月頃から活動をはじめた、患者と

家族の会の会員中皮腫患者などで構成されるグループで、「長期生存をはたしている全国の中皮腫患者をたずねてインタビューをしてその声をとどけ、絶望のなかにいる中皮腫患者を励まそう」と全国行脚をはじめていた。腹膜中皮腫発症から約19年療養をつづけていた（長期生存を続けていた）故・栗田英司氏、胸膜中皮腫患者で現在「NPO法人中皮腫サポートキャラバン隊」の理事長である右田孝雄氏らを中心とし、患者と家族の会はキャラバン隊活動の意義を重視し全面的にバックアップした。キャラバン隊がNPO法人となった現在においても変わらぬ協力関係にある。

こうした患者の組織的取り組みのなか2018年8月21日にオプジーボは承認となった。

### 胸膜中皮腫以外の患者にもオプジーボを

キャラバン隊がはじまる大きなきっかけは、中皮腫患者の個人ブログの数が増え、SNSでの書き込みも少なからずみられるようになり、ブログやSNSをきっかけとした患者同士の交流が飛躍的に増えたことであったといえると思う。

そして次第に盛んになっていく情報交換と交流のネットワークに、希少がんゆえの苦しさ、むずかしさに悩む中皮腫患者や家族がどんどん集まってきていた時期に、オプジーボの登場が重なった。

2018年8月に胸膜中皮腫治療のセカンドラインにオプジーボ投与が標準治療として導入されると、奏効する方、奏効するもオプジーボの副作用により投与中止となる方、奏効せず増悪し他の治療方法に移行する方などのいろんな話が、中皮腫患者の情報ネットワーク

にどんどん入ってくるようになった。

そんな中、キャラバン隊の右田氏に「腹膜中皮腫にもオプジーボが使えるようにしてほしい」と訴えてきたのが女性の腹膜中皮腫患者「優香」（ペンネーム）さんだった。

2019年6月4日、右田氏は優香さんに会い、発症4年、抗がん剤治療経験をもつ彼女が連絡してきた理由を聞いた。すると、「主治医に『腹膜中皮腫にオプジーボはできないのか?』と尋ねたところ、『一人で闘ってもできないよ』と言われて、中皮腫サポートキャラバン隊の存在を知った」というのだった。

キャラバン隊は6月17日から「腹膜・心膜・精巣鞘膜中皮腫におけるニボルマブ（オプジーボ）使用についての要望書」への署名運動を開始。患者と家族の会や様々な支援団体、患者や家族、友人知人の協力を得て、11月25日に厚生労働省に8392筆（11月20日現在）分、12月25日に小野薬品工業に8495筆分（12月24日現在）を直接手渡した。

そして2020年9月30日、いよいよ「胸膜中皮腫以外の腹膜・心膜・精巣鞘膜に対する医師主導治験」が兵庫医科大学病院と国立がん研究センター中央病院ではじまった。治験費用は患者団体からの要望を真摯に受け止めた小野薬品が負担したのだった。



要望書提出（左：小野薬品、右：キャラバン隊と患者、家族）

この医師主導治験のもうひとつの原動力は優香さんの主治医であった兵庫医大の医師たちであったことを忘れてはならない。

患者団体と患者の願いに真摯に向き合った医師、薬品会社の協力連携によって実現した治験だった。

### 承認申請から早期承認へ

2023年2月28日、医師主導治験開始から2年4か月、小野薬品工業は胸膜中皮腫以外の中皮腫へのオプジーボの保険適用を求め「悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く）に対する効能又は効果の追加に係る国内製造販売承認事項一部変更承認申請」を厚生労働省に提出した（<https://www.ono-pharma.com/ja/news/20230228.html>）。

これを受けて、キャラバン隊と患者と家族の会は連名で、「早期承認」とともに「胸膜中皮腫を含め、「中皮腫を治る病気」にするために、①中皮腫独自の臨床試験および基礎研究への研究支援、②国と関係学会等が連携した中皮腫登録事業の確立、に向けた支援をすること」を要請することへの賛同署名運動を開始、3月29日に要請団体に「日本石綿・中皮腫学会」も加わって、厚生労働大臣と環境大臣宛に賛同署名と同趣旨の要望書を提出した。

そしてついに、申請から9か月、11月24日に承認となった。

これにより、胸膜以外の腹膜・心膜・精巣鞘膜中皮腫に対するオプジーボ療法については投与時期（初回かどうか、など）にかかわらず保険適用のもとでの治療に道が開かれた。

繰り返しになるが、患者団体と患者の願いに真摯に向き合った医師、薬品会社の協力連

携によって実現した「胸膜中皮腫以外の中皮腫に対する初めての標準治療」なのである。

### 中皮腫を治せる病気に

根治が期待できる外科手術が可能な胸膜中皮腫は全体の10%程度とされている。

そのため、中皮腫に対する治療薬開発をいかに推進していくのか。

既存薬剤の中皮腫への適用拡大、さらに、分子標的薬を含む画期的治療薬の開発につながる中皮腫という病気そのものの基礎研究が重要となる。

そのためには、研究開発のための資金を増やすことがなによりも必要である。

アスベスト被害に対する国や企業の賠償責任や社会的道義的責任が認知されてきた経緯と現状を踏まえるならば、アスベスト被害としての石綿関連疾患、とりわけアスベストばく露と特異的関連を有する中皮腫については、治療開発の遅れを抜本的に挽回する国家的資金投入が認められるべきである。

治療開発の遅れは、治療に使用される薬剤の種類と数を比較すれば歴然としている。

中皮腫の標準治療は本稿で紹介したように3つ、保険適用のもと使える薬剤としては抗がん剤3～4種類程度、免疫チェックポイント阻害薬2種類だが、肺がん治療で使用される薬剤は、抗がん剤15種類、分子標的薬15種類、免疫チェックポイント阻害薬4種類（日本肺癌学会 <https://www.haigan.gr.jp/guidebook2019/2020/yakuzai.html>）である。

中皮腫が症例数の少ない「希少がん」であること。これが、治療開発が極端に遅れる原因だが、この点はすべての希少がんに共通し  
(26 Pにつづく)

# 死ぬまで元気です

## Vol.64 右田 孝雄



皆さん、こんにちは。お元気ですか？

私は、最近は咳が頻繁にでるもののその他は慣れと言いますか、疼痛も気にするほどでもなく、一応日々元気に過ごしております。そして何より、阪神タイガースが38年ぶりの日本一に輝きました。阪神ファンの皆様、おめでとうございます。私もこれほど嬉しいことはここ数年なかったです。

さて皆さん、奇跡って信じますか？私に起こった奇跡、聞いてくれますか？

まず、2023年9月14日、甲子園で怒涛の11連勝でリーグ優勝したのを、まず奇跡的にチケットを獲っていて球場で観戦することができました。購入した当初は殆んど連勝しないと優勝は無理だと思っていたのが、あれよあれよと勝ち進んでアレを掴みました。そし



て、CSも勝って日本シリーズに進出しました。

日本シリーズは球場での観戦はできませんでしたが、対戦は3勝3敗で最終戦の第7戦での決着となりました。実は第7戦の11月5日は私の誕生日でもありました。そんな日に阪神が勝つ、そんな奇跡的なことはないと思っていたんです。それがまさか現実になるとは、38年ぶりの日本一が私の誕生日になるとは本当に奇跡としか思えませんでした。

これって奇跡ですよ！と自画自賛しております。

めでたいといえば、関西労働者安全センター設立50周年おめでとうございます。先日記念レセプションに参加させていただき、その時皆さんのスピーチがありましたが、何人かの方からこのコラムを楽しみにしているとお聞きしました。私の普段の行動やエピソードに一喜一憂する姿を、皆さんが楽しみにされていたとは感謝の気持ちでいっぱいです。実は私自身、そんなに注目されていないと思っていただけに想像以上に反響が大きいことを知り、生きている限りこの「死ぬまで元気です」を続けたいと思いました。もっともっと面白い話題の提供をしたいと思います。今後とも皆さん何卒よろしくお願いいたします。

さて、50周年記念レセプションに参加して、郵便局の組合時代のことを思い出させていた

できました。当時は今と違って、イケイケな組合員も多くて、労使交渉の際、先輩たちが使用者側の上司に平気で「夜道歩くの気を付けてな」とか「時間はたっぷりあるから朝まで交渉するか」などと怒鳴っていたことを思い出しました。今でしたらすぐに重い処分食らいますよ。因みに私はそういったことは言

(24 Pからつづく)

ている。

こうした認識に基づいて患者と家族の会やキャラバン隊は、(前述の通り)①中皮腫独自の臨床試験および基礎研究への研究支援、②国と関係学会等が連携した中皮腫登録事業の確立を国に要望しているのである。

2023年に行われた環境省の中央環境審議会石綿救済小委員会においても、中皮腫等の治療開発推進を石綿救済法の目的に加える法改正と石綿救済基金800億円のこれへの活用を強く訴えた。目的そのものは実現できなかったが、このことが必要であり実現可能であることについては各方面の共感と賛同を得ることができたと考えている。詳細は、患者と家族の会が公表しているカウンターレポートをぜひ参照していただきたい。

■石綿健康被害救済法の抜本改正に向けてー石綿健康被害救済小委員会報告書カウンターレポートー(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会) <https://www.chuuhishu-family.net/2708/>

現在、治療開発の今日的な重要性は着実に意識されるようになり、アスベスト被害にかかわる人たちのなかに前向きな理解が広がってきているように思う。

たとえば、大阪府議会が2023年3月17日に採択した「アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書」では、「国においては、

いませんでしたが。

中皮腫に罹患してからお世話になりっぱなしの関西労働者安全センターの方々には、これからもアスベスト被害者への手助け、中皮腫サポートキャラバン隊へのご支援よろしくお願いたします。私も中皮腫罹患10年を目指してまだまだ元気です。

今後のアスベストによる健康被害者の治療法の一日も早い確立と、アスベスト被害の発生防止に向け、以下の事項に全力で取り組むことを強く求める。」として、第1項目で「1. アスベストによる健康被害者の治療や進行抑制に効果のある研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。」を要請している。同様の内容の意見書は各地の自治体で採択されている。

治療研究開発のための石綿救済法改正を打ち出すには至らなかったものの、その石綿救済小委員会での激しい攻防に触発されたかたちで、2023年9月11日、自民、公明両党の与党建設アスベスト対策プロジェクトチームが、治療研究費の予算増額を厚生労働大臣に申し入れ、一定の予算増額が決まった。抜本的な治療推進のための施策とはとても言えないながら注目すべき動きだ。

いずれにしろ、治療開発の積極推進はすべての中皮腫患者が熱望している。したがって、この課題に積極的に取り組めるかどうか、実現できるかどうか、今後のアスベスト被害にかかわる運動のにとっては重要な試金石だろう。

関西労働者安全センターは今後とも中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、中皮腫サポートキャラバン隊とともにこれに取り組んで行くことにしている。(事務局：片岡明彦)

## 辺野古からの通信 ② 宮崎 史朗（全港湾建設支部）

「11.23 県民平和大会」が那覇市奥武山公園で、1万人を超える参加者のもと開催されました。翌日の琉球新報は一面トップ記事で伝えました。

いうまでもなく、昨年12月の安保関連3文書が閣議決定されて以来（勿論その前からいろいろな仕掛けはされていましたが）、急速に琉球弧の軍拡が進んでいます。集会大会宣言は、「与那国、石垣、宮古の島々に限らず沖縄島や奄美、馬毛島に至るまで自衛隊基地が建設されミサイルや弾薬が持ち込まれています」と訴えています。

当日は午前10時過ぎに名護を車で出発、途中、モノレールに乗り換え会場に向いました。午後1時ごろから4時半まで芝生に座ってはいましたが、老人には少々堪える集会でした。若者が主体的に参加しシニア世代と手を取り合って作ってきた集会らしい時間の流れでもあったと思います。琉球新報は「新たな戦争NO 抵抗表明 市民主導」「脱政党・労



集会舞台、司会の若手神谷美由稀と瑞慶覧長風組で初結集」と見出しで報じました。

間違いなく新たな取り組みだったと思います。その限りで少し不協和音があるようですが、毎日、辺野古のゲート前で座り込みを愚直に行っている者たちから見たら、「どんな立ち位置から何をするための発言（批判）ですか」と聞きたいと思います。11月25日付け琉球新報に喜納えいかさ（ボーダーインク編集者）の寄稿があり、その一部を引用させていただきます。

— SNS上で今集会のロゴを巡り指摘があったことが報じられた。人は誤るし、運動体も誤る。それを自明のものとして、「何かあれば迅速に訂正してアップデートを続け、時代に沿っていく」ことが肝要だと思う。運動はまだ続く。私たちの胆力が試されている。—

「対話による信頼こそ平和への道」と訴えた11.23大会の意味を反芻しながら、辺野古新基地建設阻止を訴えていこうと思



います。

辺野古新基地の変更申請不承認は大詰め  
にきています。国は最高裁判決後、県知事  
にたいして、承認せよとの勧告、従わない  
とみるや承認せよとの指示を矢継ぎ早に発  
し、知事が承認しないとみるや、10/5 福  
岡高裁那覇支部に代執行訴訟を提起しまし  
た。

10/30 第1回口頭弁論で玉城知事は「沖  
縄県の自主性及び自立性を侵害すること  
になる国の代執行は、到底容認できない」と  
して、特に3点を主張しました

①国と県との対話の必要性、②「公益」  
の前提である「辺野古が唯一」との考えは  
必要性・合理性を欠くこと、③県民の民意  
ことが「公益」として認められなければなら  
ないこと。

即日結審しましたがまだ判決の日は決  
まっていません。(注：12/20に承認を命  
じる判決がでた)

この間にも防衛局が沖縄県と県民を騙し  
ていることが明らかになっています。しん  
ぶん赤旗日曜版(10/1)が、防衛局は軟



11/24 辺野古ゲート前 韓国の若者たちが踊りを披露してくれました



11/24 ゲート前の島袋文子さん、大城さん  
弱地盤の耐震設計を新基準(2018年)で  
作成したと説明しているが、実は旧基準  
(2007年)だったことをばく露しました。  
変更申請で嘘の説明をしているというこ  
とで、護岸の安全性にも大きな疑義があ  
ることになります。

また、11月1日付け共同通信は、防衛  
局が2007年に大浦湾の軟弱地盤につい  
て民間業者から広範な調査が必要とされ  
たにも関わらず調査しなかったと報じ  
ました。そのうえ、防衛局は埋立承認申  
請では広範な軟弱地盤は存在しないとし  
ており、嘘をついていたのです。同局  
は県を騙して承認を取り付けたことにな  
ります。仲井間知事(当時)の承認その  
ものの違法性が改めて浮き彫りになっ  
ています。

11.23 大集会の翌日は金曜日とは思え  
ないほど座込みに多くの方が参加され  
ました。大集会参加の方だと思われま  
すが、辺野古からも島袋文子さん(ふ  
みこおばあ 94歳)と大城敬人(名護市  
会議員 82歳)も参加され、新基地反  
対を訴えられています。辺野古現地は  
闘いの手を緩めてはいけません。頑  
張りましょう。

# 韓国からの ニュース

## ■今年の労災承認第一位は「配達の民族」/ 変わる労災地図

共に民主党のユン・ゴンヨン議員に勤労福祉公団から提出された資料で、今年1～8月の「配達の民族」の物流サービスを専門に担当する「優雅な青年たち」の労災（事故・疾病）申請件数は1312件、認定件数は1273件だった。ライダーの死亡事故で労災認定されたのは5件だった。HD現代重工業と大宇建設が521件と467件を記録して、2位と3位に名前を挙げた。

「優雅な青年たち」は昨年も労災承認が1837件で1位を記録した。「優雅な青年たち」の労災承認件数は、2018年に31件、2019年は163件、2020年は376件、2021年は941件、昨年は1837件で、毎年増加傾向にある。また、別の食品配達アプリケーションのクバンイーツの労災認定件数は、昨年は410件（12位）、今年の1～8月には181件（19位）だった。

配達ライダーの労災急増の理由は、昨年オンライン飲食サービスの配達市場が成長し、従業員の規模も大きくなったため。配達ライダーの労災保険適用は、2012年5月から始まった。適用除外申請制度のせいで死角地帯にいるライダーが多かったが、2021年7月から適用除外理由を疾病・育児休職などに厳格に制限し、労災保険の枠の中に入った配達ライダーが増えた。「主に一つの事業に労務を常時提供し、報酬を受けて生活する」という専属性の基準も廃止され、死角地帯はさらに減った。これまで色々なプラットフォーム

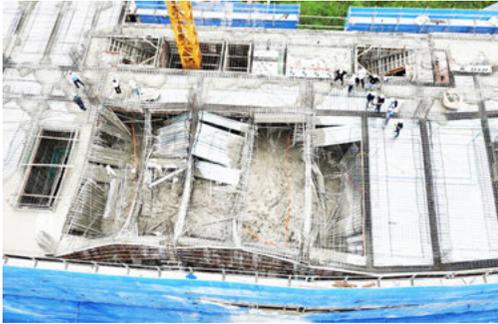
ム業者から仕事を受けて仕事をする配達ライダー、代行運転手などは、専属性要件を充足できず、労災保険の適用を受けられない事例が少なくなかった。専属性基準の廃止で、アプリで代行運転手に仕事を与えるカカオモビリティの労災承認は37件に達し、運輸・倉庫および通信業分野で承認件数基準16位に跳ね上がった。

クバンと物流子会社の労災承認件数も高い順位を記録した。クバン(株)は、今年1～8月に332件（共同7位）、2022年に1464件（2位）、2021年に1957件（1位）、2020年に758件（1位）、2019年に334件（5位）、2018年に178件（10位）だった。クバン・フルフィルメントサービス大邱センターは322件、クバン・ロジスティクスサービス有限会社は262件で、運輸・倉庫と通信業の分野で「優雅な青年たち」に続いて2、3位を記録した。2023年10月3日 京郷新聞 キム・ジファン記者

## ■外国人の労災遺族給付が毎年100件以上、 半分以上が建設業

雇用労働部の「外国人勤労者労災死亡事故状況」の資料では、昨年141件の外国人勤労者の遺族給付の請求が申請され、109件が認定された。外国人労働者の遺族給付支給件数はこの4年間、毎年100件を越えている。2019年の138件から、2020年に112件、2021年に122件だ。

昨年、外国人労働者の遺族給付の請求が最も多かった業種は建設業で、申請68件中認定54件で、労災認定件数全体の50.0%を占めた。製造業分野では申請40件中認定32件で、29.4%で次点だった。今年の遺族給付請求も、建設業からの申請件数が36件、認定件数が32件で最も多く、製造業が25件



ベトナム労働者が生き埋めになった安城市の崩落事故現場

の申請で18件が認定された。

事業場規模別では、61.4%が30人未満事業場で発生した。昨年の遺族給付請求は、5～30人未満の事業場が申請44件中認定35件で最も多く、次は5人未満の事業場（40件申請、32件認定）だった。

昨年、労働災害で死亡した外国人労働者の年齢帯は、30代が申請33件中認定27件で最も多かった。次に60代以上と50代の認定件数がそれぞれ25件だった。国籍別には、韓国系中国人が申請74件中認定54件で、全体認定件数の半分以上（50.0%）を占めた。次は中国国籍で、申請17件中認定15件だった。2023年10月3日 ハンギョレ新聞 チャン・ヒョンウン記者

### ■鉄粉・化学物質がこびり着いた作業服を預けてください

労働者の作業服クリーニング店ブルーミングは零細・中小事業場の労働者の健康権保護のために、半月国家産業団地がある安山市檀園区に建てられた。各種の工程から発生した粉じんと化学薬品など、有害物質で汚染された作業服は、それ自身が「産業廃棄物」のようだ。しかし、零細・中小事業場では、数千万ウォンもの産業用の洗濯機を準備する余裕がない。汚染された作業服を長期間着用すれば、労働者の健康を脅かし、家で洗濯すれ

ば、家族まで病気に罹りかねない。これに対して地方自治体が乗り出した。ブルーミングは京畿道が支援し、安山市が京畿道障害者福祉会に委託して運営している。

ブルーミング・クリーニング店はイ・ヨンシク所長を含め、重症障害者3人、軽症障害者3人が働いている。イ・ヨンシク所長は「障害者は、非障害者より仕事ができないわけではない。」「偏見をなくすために、ずっときれいに洗濯している」と話した。

ブルーミングのような公共作業着クリーニング店は、全国九カ所で運営されている。2019年11月に金海市の「カヤ・クリーニング」が国内で最初の作業服クリーニング店だ。光州、亀尾、巨済、蔚山、宜寧の六カ所が後に続いた。今年は唐津と麗水、安山で作業服クリーニング店を開き、始興と霊岩では開所を待っている。

全国の主要産業団地に作業服クリーニング店が広がっているが、費用と運営の面で心配する声も出ている。全南労働権益センターのムン・ギルジュ・センター長は「作業服クリーニング店の本来の趣旨は、非正規職など脆弱な労働者に、正規職のように無料で作業服を洗濯してあげようということだった。」「現在の使用料は安い方だが、物価を考慮すると料金を引き上げなければならないというクリーニング店がある」と指摘した。金属労組京畿支部・始興安山地域支会の東洋ピストンの分会長は「作業服クリーニング店の提案趣旨は、政府の支援によって無料のクリーニング店を運営できるシステムを作ろうということだった。」「産業安全保健法に基づいて、労働者の健康と環境を守るというアプローチが必要だ」と話した。2023年10月4日 毎日労働ニュース カン・ソギョン記者

## ■熱中症患者の10人に4人は農業・漁民、単純労務従事者

シム・サンジョン正義党議員が疾病管理庁から受け取った「温熱疾患と寒冷疾患発生状況」資料によると、今年の温熱疾患患者2818人の内、農業・漁業従事者、単純労務従事者は1044人で、全体の37%に達した。職業別に見れば単純労務従事者が591人、農業・漁業従事者が247人を占め、装置機械操作および組立従事者が119人、主婦と学生が113人、技能員および関連技能従事者が87人の順で、熱中症患者が多かった。

年齢別では、50代と60代に集中した。全体2818人の内、50～59歳が601人、60～69歳が514人の合わせて1115人で、39.5%を占めた。40～49歳が385人、70～79歳が325人、30～39歳が323人、20～29歳が291人だった。

シム・サンジョン議員は「気候危機で機械も故障するほどで、肉体労働者には苛酷な環境が作られている。」「冷暖房機設置の義務がない物流倉庫をはじめとする猛暑労働について産業安全保健法施行令などを改正しなければならぬ」と話した。2023年10月4日 毎日労働ニュース イム・セウン記者

## ■ライダーの3割が憂うつ危険の「平均以上」

配達労働者3割が中等症以上(中等～重症)のうつ病の危険状態にあるという調査結果が出た。現行の産業安全保健法では、配達労働者は「感情労働者保護法」の保護を受けられないため、働くすべての人を保護する産業安全保健体系が必要だと指摘される。

公共運輸労組ライダーユニオン支部と正義党のイ・ウンジュ議員は25日、「労災1位の配達、原因を暴く」討論会を行った。共に民主党のユン・ゴンヨン議員が雇用労働部に

要請して取り寄せた資料によれば、8月現在、労災承認件数が最も多い事業場は、1273件を記録した「配達の民族」の運営会社「優雅な青年たち」だった。

韓国産業医療福祉研究院とライダーユニオン支部は、4月から6月まで、365人の配達労働者の精神心理の健康を調査した。その結果、回答者の33.15%が中等症・重症以上の憂うつを訴えた。80%の労働者はストレスの問題が極めて深刻で、38.36%の回答者は自尊心毀損に係わる問題も深刻に経験していた。

調査の発表を担当した延世大社会発展研究所のパク・スミン専門研究委員は、「同僚との相互作用が制限される労働環境で、アルゴリズムのコントロールを受け、顧客と商店の暴言に曝される労働方式が、配達労働者の精神の健康にどのような影響を与えるのかに注目する必要がある」と説明した。「自己搾取的な労働に誘導するプラットフォームのインセンティブ、プロモーション制度は、新規の労働者が流入することによって、従来の配達労働者の目標達成を更に難しくし、競争をより一層拡大させる効果がある」と分析した。

労災の1位を占める配達業労働者を保護する法令が足りないという指摘も出た。配達業の労災が深刻な問題に浮上した以上、危険性の評価ができるように労災分析が必要だという意見も提起された。2023年10月25日 毎日労働ニュース チョン・ソヒ記者

## ■航空乗務員「宇宙放射線による胃がん」に初の労災認定

勤労福祉公団の「業務上疾病判定書」によると、ソウル南部業務上疾病判定委員会は先月6日、大韓航空の乗務員だったAさん(53)の胃がんを業務上災害と認定した。委

員会は「故人の累積ばく露放射線量は測定されたものより多く、長距離路線の特性上、不規則な時間に食生活をするなどの要素を総合的に考慮する時、申請人の傷病と業務との相当因果関係が認められる」と判定した。

Aさんは1995年から2021年まで航空機の客室乗務員として働いた。Aさんの年平均飛行時間は1022時間だったが、その内49%は長時間飛行のアメリカ・ヨーロッパ路線だった。アメリカ・ヨーロッパ路線は北極航路を利用するケースが多く、短期路線よりも宇宙放射線へのばく露量が多いと知られている。Aさんは2021年4月16日、胃がん4期の診断を受け、翌月8日に死亡した。

大韓航空が測定したAさんの2008年以降の総累積被ばく放射線量は約42mSvだった。2019年7月から2020年6月までの一年間の累積被ばく放射線量は2.7mSvだった。航空乗務員の安全基準は6mSvだ。大韓航空側は「申請人の傷病と宇宙放射線との相関関係は明らかになっていない」と主張した。

しかし、審査委員は大韓航空が使用する測定法(CARI-6M)による累積放射線量は過小測定された可能性があると見た。ある審査委員は「累積放射線資料上、100mSv以上の放射線へのばく露の可能性があったと判断される」と話した。

審査委員たちは年間6mSv以下の低量放射線へのばく露も、がんの発生に影響を与え得るとみた。「電離放射線は、がん発生と閾値がない相関関係があり得る」と話した。Aさんが長距離飛行で不規則な食生活をしたこと、ヘリコバクターピロリ菌の検査結果が陰性で、飲酒・喫煙歴がなかったこと、胃がんが相対的に早い年齢で発病したことも考慮された。2023年11月5日 京郷新聞 キム・セフン記者

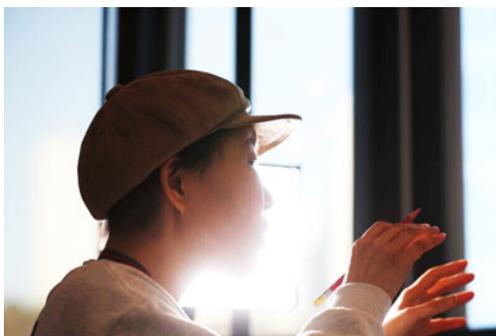
## ■がん細胞が広がっているのに調査に四年

チェ・ジンギョンさんは2018年7月、乳がん3期の診断を受けて闘病生活を送ってきたが、自分の病気が仕事によって発生したことをついに認められず、4日に死亡した。

チェ・ジンギョンさんは1603日間、国の判断を待った。サムソンディスプレイ器興研究所で17年間研究員として働き、退社の翌年に乳がんの診断を受けた彼女は、2019年3月4日に、勤労福祉公団に労災申請書を提出したが、4年後の今年7月24日になって、ようやくその結果を受け取ることができた。

公団は「疫学調査報告書」を元に、「ポリ塩化バイフェニル(PCB)と放射線のばく露レベルが高くない状態」として、最終的に不認定の判定を出した。不承認の判定が4年以上も遅れた背景には、「疫学調査の長期化」という問題があった。調査機関の産業安全保健研究院は2019年5月3日に公団から疫学調査の依頼を受けたが、2023年2月までにサムソン電子に対して二回、「事業者追加資料」の提出を要請した以外の調査をせず、2023年3月15日になってようやく、チェ・ジンギョンさんに面談調査を要請したが、これはハンギョレが企画報道で、チェ・ジンギョンさんの事情を報道した五日後だった。

労災申請の当時、既にチェ・ジンギョンさ



んが働いていた研究室と現場の状況などの資料が消えた状況で、それでも産業安全保健研究院は、「疫学調査の長期化」の問題が本格的に提起されたため、たった二ヶ月で疫学調査を終えた。これを見ていたチェ・ジンギョンさんは当時、「何を調査するために4年間も必要だったのかを理解できない。退社する前に既に廃棄された開発ラインの業務を、4年間も調査していたということか」と、悔しさを爆発させた。

チェ・ジンギョンは、公団の労災不認定に異議を提起する一方で、最後の瞬間まで、疫学調査の長期化の問題の解決に声を挙げた。しかし、チェ・ジンギョンさんは先月12日、国会・環境労働委員会の国政監査に出席し、疫学調査の長期化による被害を証言しようとしたが、病状が悪化して入院し、ウ・ウォンシク議員が証言を代読しなければならなかった。最近五年間(2018～2022年)で、疫学調査の結果を聞けないまま死亡した労働者は111人に達する。ウ・ウォンシク議員は「これは正常な国の制度とは見られない」と批判した。2023年11月6日 ハンギョレ新聞 チャン・ピルス記者

### ■最高裁「労災の危険が信じられるなら、作業中止権は認められる」

近くの工場で化学物質漏れの事故が起きた時、労働者を待避させた労働組合の支部長に会社が懲戒を行ったのは不当だと、最高裁が判断した。

最高裁一部は、A氏が会社を相手に起こした停職処分無効訴訟の上告審で、A氏敗訴の原審判決を破棄し、事件を大田高裁に差し戻した。

世宗市産業団地内のある会社の労働組合の支部長のA氏は、2016年7月、200m程離

れた工場で、化学物質のチオビスが漏れる事故が発生すると、組合員に作業を中断して避難するよう指示した。チオビスは空気中で硫化水素に変質し、人が吸うと目・鼻・首・皮膚に刺激を起こしたり麻痺を与えかねない有害物質だ。しかし会社は、A氏の避難が「作業場無断離脱」だとし、停職二カ月の懲戒処分を行った。A氏は懲戒に対して、2017年3月に訴訟を起こした。

争点は、A氏の避難指示が産業安全保健法が規定する「作業中止権」の正当な行使に該当するかどうかだった。産業安全保健法は「労働災害が発生する切迫した危険がある場合、労働者は作業を中止し、待避できる」として、労働者の作業中止権を保障している。

原審裁判所は会社側の懲戒を正当だと判断した。A氏が作業中止権を行使するほどの緊迫した危険がなかったということだ。事故地点から半径10m以上の距離で硫化水素が検出されなかった点、A氏の会社は危険性が高くなく、消防本部が避難放送をしなかったことなどが根拠だった。作業中止権行使の要件である「差し迫った危険」の判断基準を狭く解釈したものである。

最高裁は緊迫した危険もあったと見た。硫化水素は毒性の強い気体であり、事故地点から半径1km以内の村に対して避難放送が行われたことなどを見ると、相当な距離まで化学物質が広がっていく可能性も排除できなかったという。事故以後、200m以上離れた工場でも、めまい・頭痛を訴える人たちが発生したという点で、A氏が働いていた工場が安全な位置だったと断定することも難しいとした。最高裁は「A氏は会社の勤労者であり、労働組合の代表者として人体に有害な化学物質が漏れ、既に待避命令を行ったという消防本部の説明と待避を勧める勤労監督官の

発言を土台に、労災発生の切迫した危険が存在すると認識し、他の勤労者たちに待避を勧めたと見る余地がある」とした。続けて「原審判断には作業中止権行使の要件、労働災害が発生する差し迫った危険の判断基準などに関する法理を誤解し、必要な審理を果たさなかった誤りがある」とした。2023年11月9日 京郷新聞 イ・ヘリ記者

### ■「週一回・三カ月以上」続かなければ、いじめは認められない

雇用労働部が最近二年間に職場内いじめ関連の委託研究を二回発注するなど、制度改編を進めている。

「職場内いじめ紛争解決案研究」報告書は、「主観的な解釈に依存する現行の職場内いじめの定義を、持続性・反復性など、客観的な基準が反映されるように改正すべきだ」と提案した。客観的な基準がなく、虚偽申告などの混乱が発生し、虚偽申告者の内の多数が補償を先に要求するなど、悪用の可能性があるという理由だ。韓国職業能力研究院は三月に、この委託研究報告書を労働部に提出した。

報告書では「一回性でもいじめと認められる行為」と「持続・反復されていじめと認められる行為」を区分した。前者は、暴力、暴言、セクハラ、部署移動と退社強要、不適切な疑いや濡れ衣、侮辱的な言動、不当懲戒などだ。後者は、業務能力・成果不認定と嘲弄、昇進・報酬差別、困難で敬遠する業務の集中的な割当、主要な意思決定からの排除、休暇や福祉恩恵を使えないように圧力、仕事をしたり休息する様子の過度な監視、会食参加の強要などだ。

報告書によれば、持続・反復されなければいじめと認められない行為は、「三ヶ月以上

持続し、平均的に週一回以上反復」という要件が付く。但し、持続期間が三ヶ月より多少短くても13件以上の記録があれば、いじめと認められる。持続期間が三ヶ月を越えれば、状況に応じて反復性の基準を一部緩和(月2～3回)する方案も提示された。報告書では、虚偽申告に対しては「客観的基準を土台に、いじめと見難い行為を反復的に申告するなど、明確な故意性が確認される場合、制裁を考慮すべきである」と明らかにした。

労働部は4月に、労働法理論実務学会に「職場内いじめ禁止制度改善法案研究」も依頼した。イ・ジョンシク労働部長官は、青年労働者懇談会で「職場内いじめに対する法律上の判断基準の補完、労働委員会の調整・仲裁、判断手続きの導入など、多様な意見があるので、実効性のある制度改善を推進する」と話した。

労働界はイ・ジョンシク長官が言及した「法律上の判断基準補完」が、委託研究報告書の提案通りに進められれば、いじめの認定が極端に難しくなると憂慮する。職場の甲質119は「週一回以上のいじめに遭えば、一ヶ月も耐えられずに会社を辞めることもあるが、数ヶ月を我慢して耐えなければいじめと認められないということか」と反問した。続けて「証拠不足でいじめの認定を受けられなかった事例が『虚偽申告』として集中されれば、会社員は申告を更に敬遠せざるをえない。いじめ被害者の10人に1人しか申告をしていないのが現実」と話した。2023年11月24日 京郷新聞 キム・ジファン記者

(翻訳：中村猛)



# 前線から

## 連合大阪労働安全衛生センターが 日本製鉄で事業所視察交流

大阪

連合大阪労働安全衛生センターは、10月13日に事業場視察交流を兼ねた理事会を開催した。

開催地となったのは、大阪市此花区の日本製鉄株式会社関西製鋼所で、受け入れ労組は基幹労連の日本製鉄大阪労働組合。同事業所は、鉄道車輪・車軸を製造しており、その国内シェアは100%、つまり唯一のメーカーだ。世界的に見ても12%のシェアを占めている。戦後、住友金属時代からずっと車輪といえばこの工場が製造元であったという。

労働安全衛生対策では、「ご安全に」という製造業の職場ではいまや馴染みとなった挨拶言葉も、元はといえば住友金属の技術社員がドイツ出張時代の現場のあいさつ言葉を持ち帰って意識したのが最初だ。

同事業所の安全の取り組みで特徴的なのは、現場の

班長クラスから一定期間安全衛生についての巡視担当者を選び、専従活動を行う。その担当者には、必要な場合はその現場の作業を停止させ、改善を指示する権限を与える。事業所内には構内協力会社の事業場もあるが、そうした協力会社の担当者も同様に取り組みの枠

## 連合兵庫がセーフティネット ワーク集会 川重明石工場で開催

兵庫

連合兵庫は10月4日、第19回セーフティネットワーク集会を開催、講演と工場見学を行った。

開催地は川崎重工工業株式会社明石工場で、受け入れ労組は基幹労連川崎重工労働組合。まず午前の講演では、当センターの西野が「主体的安全衛生活動で、快適な職場作りを」と題し、

内に入れているという。

工場内を見学した後、労働安全衛生活動状況についての紹介を受けて質疑を行った後、労働安全衛生センター理事会となった。まず参与である当センターの西野が、今年始まった第14次労働災害防止計画の内容と注目点について説明を行い、今後の連合大阪の取り組みについて検討を行った。

同センターでは今後も各構成組織の労働安全衛生活動を交流し、労働組合が主体となる取り組みの普及を促進するとしている。

第14次労働災害防止計画の内容を紹介しつつ最近の労働災害発生状況の特徴から注意すべきことを指摘した。とくに職場における高年齢労働者の増加から休業災害が増加していること、設備による災害から行動系の災害に特徴がシフトしていることなど、近年の傾向から現在の各職場での取り

組み課題が設定できることを紹介した。

講演の2本目は、川崎重工業明石工場における安全衛生の取り組みについて、同安全衛生課長の今井貴弘が紹介した。同事業所ではリスクアセスメントの取り組みによって、多様な安全衛生の職場改善が行われて

おり、その実例を紹介しながら、様々なエピソードも紹介された。

現在の課題としては、企業が主導する化学物質の安全衛生管理上の路線変更への対応や、休職者の6割がメンタル不調によるものであること、様々な国からの外国人労働者の安全対策な

どがあげられた。

同事業所の製品の主力はなんとといってもバイクである。製造ラインの最後、検査場では真新しいバイクがエンジン音を発している。製品のきらびやかとともに、組み立てラインの労働者の創意工夫も随所に見られる職場であった。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

## もはやこれまで

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター  
TEL:06-6476-8220  
FAX:06-6476-8229  
mail: info@koshc.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる  
「中皮腫」患者の闘病の記録

## もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、  
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し  
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

# 10月の新聞記事から

**10/4** 先月「アマゾン」の配達を担う運送会社から委託されて配達ドライバーとして働く個人事業主の男性が業務中にけがをしたとして、横須賀労働基準監督署から労災認定された。男性は去年9月、配達中に階段から転落し、腰の骨を折る大けがをして2か月間休職した。男性は個人事業主だったが、業務の実態としては「労働者」であるとして、50日分の休業補償の支給が決まった。

労災保険にフリーランスらが特別加入できる制度について、厚生労働省は審議会で、対象となる業種を大幅に広げる検討に入った。今回の見直しは、「フリーランス新法」の付帯決議を受けたもの。付帯決議は、企業と取引のあるフリーランスを幅広く労災保険に特別加入できるように求めている。

**10/5** 医師の過重労働が問題となる中、兵庫県は職員らで構成される医師の働き方改革のプロジェクトチームを立ち上げた。チームには今後医師も加わる方針で、医師以外の職種への仕事の振り分けや、AI画像診断の活用などで業務効率化を検討して、来年2月ごろに結果を取りまとめるという。

**10/9** 「家事使用人」を巡って、昨年9月、急死した家政婦の遺族が国に労災認定を求めた裁判の判決で、1947年に作られた規定により、女性が家事使用人のため、労災を検討する対象にならないとした。厚労省は今年1～3月に調査し、家庭に雇われて働いたことのある1997人から回答を得た。勤務形態では、通勤している人が83.8%を占め、泊まり込みは8.9%にとどまった。厚労省は労基法見直しについて、実態を踏まえて検討を進める方針。

**10/10** 山口大学医学部の女性講師が上司の教授からアカデミックハラスメントを受けた問題で、山口県労働政策課は、今年度の「やまぐち働き方改革推進優良企業表彰」での山口大の優秀賞を取り消すと発表した。

**10/11** 旧国鉄の線路の保守作業に従事し、中皮腫で死亡した新潟県内の男性について、アスベストとの因果関係を認めなかった盛岡労働基準監督署の処分を、岩手労働者災害補償保険審査官が取り消していた。決定は9月8日付。男性は1980年～86年に東北線の線路の保守・点検作業に従事し、2002年に悪性胸膜中皮腫で46歳で死亡した。ブレーキ部品などに使用された石綿が摩耗して、その粉じんが軌道上に積もり、「軌道作業員がばく露する可能性があったと推認される」と指摘された。

東京都内の大学病院に勤めていた医師が、宿直で深夜から朝まで入院患者の死亡に対応したにもかかわらず、病院が「宿直許可」を得ていることを理由に、厚生労働省が労働時間として認めない判断をしていた。50代の男性医師で、2018年11月にも膜下出血を発症し、19年10月に労基署へ労災を申請した。労基署は、男性医師の病気は業務と関係ないと判断し、宿直は一律に仮眠6時間を除いた時間を労働時間とした。審査請求では宿直は「労働時間ゼロ」とした。現在、再審査請求中。

**10/22** 「アウトティング」の禁止に関し、10月1日時点で少なくとも12都府県で26自治体が条例で明記

し、3年間で約5倍に増えたことが、地方自治研究機構（東京）と各自治体への取材で分かった。6月成立のLGBTなどへの理解増進法には禁止が明記されておらず、国に先んじて取り組む自治体が増加。20年に5自治体であったのが、26自治体に増えた。

**10/25** 愛知県津島市は、特別職（市長や副市長、教育長）から職員へのパワハラアンケートの結果を公表した。パワハラを受けたとする回答が105件あった。アンケートは8月、職員約500人に実施し301人が回答。「過去10年間にパワハラを受けたと感じたことがある」が163件、「パワハラを見聞きた」が143件。行為者は特別職が105件、管理職の上司が93件だった。市は、辞職した前副市長によるパワハラを職員組合が指摘したことから、弁護士による第三者委を設置。12月27日に報告書を提出する。

東京電力福島第一原発の「多核種除去設備（ALPS）」で、汚染水が通る配管に硝酸液を流して洗浄していたところ、廃液をタンクに流すホースが抜け、廃液が飛び散り、作業員5人に廃液がかかり、うち4人に体の汚染を確認。全身に汚染があった20代と下半身や両腕に汚染を確認した40代は、病院に搬送された。医師は2人とも放射線障害による熱傷の可能性は低いとしていて、皮膚の外傷もない。

労災に関する厚生労働省の医療機関への支援金について会計検査院が調べたところ、70の医療機関に交付された1402万円が契約先と違う会社に払われていた。検査院は返還を求めている。厚労省では、医療機関が労災の治療費を国に請求するオンライン用のソフトウェア導入に支援金を出している。70の医療機関の契約書は購入するという内容になっていたが、実際はリース会社とのリース契約だった。厚労省は「リース契約の場合の取り決めが不十分だった。指摘を踏まえて改善する」とする。

**10/31** 高圧ガスの製造・販売会社「鈴木商館」（本社・東京）で勤務していた男性（21）が自殺したのは職場のいじめでうつ病を発症したのが原因として、四日市労働基準監督署が労災認定した。男性は2019年4月に入社。愛知県豊田市の事業所に配属されたが、11月にうつ病と診断され、21年1月に自ら命を絶った。遺書には「使えない、無能、ゴミと言われた」などとあった。4月7日付。

2020年5月、鹿児島県曾於市の病院で新卒で働き始めて約1カ月だった20代の新人男性看護師が自殺し、自殺は残業やパワハラが原因として、遺族が国に労災の認定を求めて鹿児島地裁に提訴した。病院の第三者委員会による調査で、先輩看護師によるパワハラや過重労働があったことが確認されたが、病院の第三者委員会はパワハラや過重労働を自殺の原因とは関連付けていない。

海上自衛隊で、20代の女性自衛官がセクハラ被害を受け、上司が、女性の意に反する形で加害側の男性自衛官と面会の場を設けて男性の謝罪を聞かせ、女性はショックで出勤できなくなり、うつ病と診断され、3月末で退職した。防衛省海上幕僚監部は調査を進め、加害男性と面会を求めた上司については処分を検討している。

# 11月の新聞記事から

**11/1** 英空軍の「レッドアローズ」で、セクシュアルハラスメントやいじめが「まん延し、常態化していた」とする調査結果が、公表された。レッドアローズ内では女性隊員に向けたハラスメントが横行し、「威圧的、敵対的、軽蔑的、屈辱的、攻撃的な環境」となっていた。中には女性隊員が、「所有物」として扱われたケースもあったという。

**11/2** 元看護師が長時間の残業や上司のパワーハラスメントで適応障害を発症したとして高松市の介護老人保健施設に損害賠償を求めた裁判が始まった。元看護師長は、タイムカードを打刻した後も仕事をし、カレンダーに帰宅時間や仕事の感想などを記録、これをもとに算出した時間外労働時間は、最大で月170時間だった。

**11/3** 福岡県北九州市にある車両部品のメッキ加工工場で、勤務する19歳の男性が、硫酸が入った貯水槽に落ち、下半身にやけどを負って病院に運ばれたが、死亡した。男性は当時、貯水槽の近くでポンプの部品交換作業をしていた。

**11/7** 妻を亡くした男性より、夫を亡くした女性に手厚い労働者災害補償保険法の規定は法の下平等を定めた憲法14条に違反するとして、東京都の男性会社員(54)が近く行政訴訟を東京地裁に起こす。遺族補償年金の男女格差をめぐっては、地方公務員災害補償法の同種規定について2017年に最高裁が「合憲」と判断した。

**11/9** 神戸市の総合病院「甲南医療センター」の専攻医が過労自殺した問題について、5年前に導入された「新専門医制度」の影響が指摘されている。制度では、専門医を目指す専攻医は診療に従事しながら、研修プログラムに従って学術集会の発表やレポート作成を多くこなす必要があり、負担が大きいという。一部学会が内容の見直しに向けた検討を始めた。

**11/10** 宝塚歌劇団(兵庫県宝塚市)の宙組に所属する俳優の女性(25)が9月に急死した問題で、遺族側の弁護士が記者会見した。遺族らは「過重労働や上級生によるハラスメントが自死につながった」と主張。劇団や阪急電鉄に対し、事実関係の公表や責任を認めて謝罪することなどを求めた。女性は入団7年目。亡くなる前の1カ月間の総労働時間は400時間を超え、時間外労働も277時間に達していた。また、女性は21年8月には上級生からヘアアイロンを額に押し当てられてやけどを負った。

**11/12** インド北部のウッタラカンド州の山岳地帯で、建設中のトンネルの一部が崩れ落ち、トンネル内にいた作業員41人が閉じ込められた。救出活動が難航していたが、28日の夜になって41人全員が事故発生から16日ぶりに救出された。作業員たちは病院で手当てを受けたが、健康状態は良好だという。

**11/14** 会社での長時間労働などが原因でうつ病を発症したとして、京都市山科区の女性(43)が、労災不支給とした京都市労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟の判決が、京都地裁であり、裁判長は取り消しを命じた。女性は中京区の出版社に勤務していた2015年4月ごろにうつ病を発症し、16年1月に退職した。裁判長は発症前の勤務状況について、

月100時間ほどの時間外労働が認められるほか、掃除など雑用を強いられる業務に配置転換されたことで、強い心理的負荷があったと認定した。

**11/15** 「偽装フリーランス」問題で、フリーカメラマンの男性(40)が、撮影現場へ向かう途中にあった交通事故について、品川労働基準監督署は労働災害と認定した。10月12日付け。男性は2020年から都内の広告の写真撮影を行う会社と、半年ごとに業務委託契約を結び、カタログの商品撮影などを行っていた。2022年7月に車で撮影現場へ向かう途中、トラックによる追突事故にあり、頸椎捻挫や左足指骨折などのけがを負った。

九州電力の火力発電所内で勤務していた男性が中皮腫で死亡したのはアスベストを含む資材を扱っていたからだとして、遺族が九電に損害賠償を求めた訴訟で、7日に和解が成立、解決金が支払われた。男性は1969年に入社以降、福岡、佐賀両県の計4カ所の火力発電所で勤務。退職後、中皮腫を発症。2020年に死亡し、労働基準監督署が労災認定した。

**11/22** 「551蓬萊」(大阪市)の社員だった男性(26)が自殺したのは、カスハラや長時間労働が原因だとして、男性の母親が、労災と認めなかった国の決定の取り消しを求めて提訴し、大阪地裁で第1回口頭弁論があった。男性は2015年3月に入社後、通信販売の電話受付業務を担当。注文やクレームの電話に対応し、客から「死ぬ」「バカ」などと罵声を浴びせられることもあった。17年10月にうつ病と診断されて休職し、18年6月に自殺した。

**11/24** 外国人技能実習・特定技能両制度の見直しを検討する政府有識者会議は、技能実習を廃止し、新制度を創設する最終報告をまとめた。賃金未払いやハラスメントなど、技能実習で人権侵害を防ぎ、受け入れの適正化を図る。同じ業務分野で職場を変更する「転籍」も一定の要件で認める。外国人労働者の中長期的な就労につなげる。

**11/28** 三菱電機の社員で、「うつ病」で休職していた30代男性が今春、およそ9年ぶりに復職した。男性は現在、フルタイムのリモートワークで働いている。一時は解雇されるなど、会社側と「敵対的関係」が長らく続いたが、労働組合や弁護士の支えもあって、休業損害や慰謝料などを求めていた損害賠償についても、会社が解決金を支払う形で合意した。11月7日付。三菱電機は和解成立を認め、男性とその家族に謝罪し、今後のサポートを約束した。

**11/29** 福岡県の筑紫野警察署に意見・要望で訪れた女性が警察官などから再三帰るように要求されたにもかかわらず、およそ1時間半にわたって退去しなかった疑いで現行犯逮捕された。

**11/30** 東京都内の食品会社で厚焼き玉子の製造を担当していた当時71歳の男性従業員が心筋梗塞で死亡した件について、労働保険審査会が労災と認めていた。男性は2020年7月、都内の食品会社で厚焼き玉子の製造を担当していて、作業中に意識を失って心筋梗塞で亡くなった。高齢にもかかわらず、暑くて湿度も高く、強い身体的負荷の下で作業を余儀なくされたとして、11月17日付けで労災と認められた。

# 2023年冬期カンパのお願い

今年、関西労働者安全センターは設立50周年を迎えました。

この50年の間、労働組合と労働者自身、弁護士・医師・研究者などの専門家、会員としてご支援いただいている方々など多くの方に支えられて、今日まで活動を行ってこれてきました。これまでの多大なるご支援ご協力に、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が第5類に移行しました。

5類に移行しても感染は続いており、全数把握がなくなったため、被害が見えにくくなっています。新型コロナ感染による問題は益々多様化しています。労災であっても請求していなかったり、精神症状がコロナの影響と認められない、重篤な後遺症が続いているなど、全国の安全センターにも相談が寄せられています。また、コロナ感染患者への対応で多忙な医療従事者が、精神疾患を発症する事例もありました。

その精神障害の労災認定基準は、大きな改定があり、「感染症等の危険性が高い業務に従事した」という出来事を追加し、他にも出来事を統廃合し、既往症の悪化については基準を緩和しました。認定され易くなったかは今後の結果待ちです。

精神障害の原因となるパワーハラスメントについての相談は非常に多く、当センターのみならず、各労働組合でも対応に追われています。パワハラ防止対策が義務づけられても、企業側の相談窓口が機能しないことは多く、形だけではない対策が必要です。

建設アスベスト訴訟、化学物質労災、腰痛・上肢障害、過労死など、本年も多くの課題に取り組みました。

私たちは、労働組合、医師、法律家などの専門家の支援と協力の下に活動を続けていますが、何よりもみなさん一人ひとりとの連帯が重要だと認識しております。そしてみなさんからのカンパが、今後の当センターの活動の原動力となっていくことは間違いありません。

日頃絶えずご支援をいただきながらこのようなお願いをするに至って誠に申し訳ないのですが、何とぞご協力のほどお願いいたします。

2023年12月

関西労働者安全センター  
議長 浦 功

郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259